

○公 告

次のとおり総合評価型一般競争入札に付する。

令和 7 年 12 月 19 日

愛媛県立新居浜病院長 堀内 淳

1 入札に付する事項

(1) 件名

愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運営業務

(2) 貸付及び業務の名称並びに数量

愛媛県立新居浜病院売店等サービス提供施設貸付及び設置運営業務 一式

(3) 貸付及び業務の内容等

入札説明書及び仕様書等による。

(4) 貸付及び業務の履行場所

愛媛県立新居浜病院（新居浜市本郷三丁目 1 番 1 号）

(5) 貸付及び業務の期間

令和 8 年 4 月 1 日から令和 13 年 3 月 31 日まで。

(6) 入札方法

ア 入札回数は、1 回とする。

イ 入札書に記載する金額は、総額を記載すること。

落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の 10 パーセントに相当する額を加算した金額（当該金額に 1 円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約金額の 110 分の 100 に相当する金額を入札書に記載すること。

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 知事の審査を受け、令和 7 年度の製造の請負等に係る競争入札に参加する資格を有すると認められた業者であって、「入札

「参加申込書」及び「入札参加者に必要な資格を証明する書類等」を提出し、審査の結果適当と認められた者であること。

- (2) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。
- (3) 法令等の規定により販売等について許認可等を必要とする場合には、その許認可等を受けている者であること。
- (4) 入札参加申込書の提出期限の日から落札者決定の日までの間に、知事が行う入札参加資格停止の期間中にはない者であること。
- (5) 法人にあっては、四国内に本店、支店又は営業所等を有する者、個人にあっては、愛媛県内に居住し業を営んでいる者であること。
- (6) 過去5年以内に、100床以上の病院において、売店を継続して12カ月以上運営の実績を有している者であること。

3 入札書の提出場所等

- (1) 入札書の提出先、契約条項を示す場所、入札説明書の交付場所及び問い合わせ先

愛媛県立新居浜病院総務課会計係

〒792-0042 愛媛県新居浜市本郷三丁目1番1号

電話 (0897)43-6161 内線1210

- (2) 入札説明書の交付等

ア 交付期間

令和7年12月19日（金）から令和8年1月8日（木）までの執務時間中（月曜日から金曜日までの午前8時30分から午後5時15分まで（正午から午後1時00分まで間を除く））とする。

イ 交付方法

- (1) に掲げる場所で交付するほか、愛媛県立新居浜病院のホームページにおいて公表する。

- (3) 入札の日時及び場所

令和8年2月5日（木）午前10時00分から
愛媛県立新居浜病院
管理棟 3階 大研修室（東側）

4 その他

(1) 入札及び契約手続において使用する言語及び通貨
日本語及び日本国通貨

(2) 入札保証金

愛媛県公営企業会計規程（昭和46年愛媛県公営企業管理規程第9号）第176条において例によることとされる愛媛県会計規則（昭和45年愛媛県規則第18号）第135条から第137条までの規定による。

(3) 入札者に要求される事項

この一般競争入札に参加を希望する者は、この公告に示した「入札参加申込書」及び「入札参加者に必要な資格を証明する書類等」を令和8年1月15日（木）午後5時15分までに3(1)に掲げる場所へ提出しなければならない。

なお、愛媛県立新居浜病院長から当該書類の内容に関し説明を求められた場合は、これに応じなければならない。

(4) 入札の無効

2に掲げる資格を有しない者の提出した入札書及び入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書は、無効とする。

(5) 契約書作成の要否

要

(6) 落札者の決定方法

地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の10の2第3項に規定する総合評価型一般競争入札により落札者を決定するものとし、愛媛県公営企業会計規程第176条において例によることとされる愛媛県会計規則第133条の規定に基づいて作成された予定価格以上の価格をもって入札を行った者のうち、価格そ

の他の条件が愛媛県立新居浜病院にとって最も有利な入札を行った者を落札者とする。

なお、落札者決定基準の詳細は、入札説明書等による。